

< 個別案件確認表（東京都） >

東京都担当確認年月日 平成 30 年 10 月 15 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 10 月 18 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 12 月 16 日)

(契約変更に伴う再確認日 令和 3 年 2 月 10 日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について (伊豆ベロドローム)

案件名 借上財産評定委員会の結果について (伊豆ベロドローム)

確認の視点	東京都の見解	備考
<p>経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、自転車競技（トラック・マウンテンバイク）の競技会場となる伊豆ベロドローム及び伊豆マウンテンバイクコースの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格（損失補償額）で確保することを目的とし、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、上限額を評定するものである。 ・ 当該上限額がV 2 予算内に収まっている。 ・ 上記 2 施設のうち伊豆ベロドロームは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。 <p>(令和 2 年 1 2 月 1 5 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>なお、伊豆ベロドロームの動産移転における、大会延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和 3 年 2 月 9 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。 	
<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 5 月 31 日の合意では、民間所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等 が必要性（必要 な内容、機能か など）、効率性 （適正な規模、 単価かなど）、 納得性（類似の ものと比較し て相応かなど） 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必要 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆ベロドローム及び伊豆マウンテンバイクコースは、東京2020大会の自転車競技会場（トラック・マウンテンバイク）であり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 （令和2年12月15日 契約変更に伴う確認・追記） ・ 伊豆ベロドローム内諸室を大会で使用するため、諸室内の動産移転にかかる費用について、平成30年10月3日第2回借上財産評定委員会による評定及び同月18日の東京都作業部会への付議を経て、組織委員会と動産所有者との間で動産移転補償契約書を締結した。 ・ これに基づき、動産所有者がコンテナを設置の上、動産の移転及び保管をしていたところ、令和2年3月に大会の延期が決定した。 ・ 現行の契約書の契約期間が令和2年12月31日までであることから、現時点で動産移転期間を大会終了後まで延長する必要がある。 （令和3年2月9日 契約変更に伴う確認・追記） ・ 大会運営上、競技会場である伊豆ベロドローム、伊豆マウンテンバイクコースの確保は必須である。 	
---	-----------------	---	--

	<p>効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補償対象は、施設の借上げに伴い、施設所有者が当該地で事業展開している施設の休業が余儀なくされ発生する損失である。 ・ 各施設の使用期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 ・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 ・ 以上から、適正な規模、基準による算定といえる。 (令和2年12月15日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 大会延期に伴う動産移転の取扱いの検証結果については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 ・ ①動産を一時ベロドローム内諸室に戻す場合と、②動産をコンテナ内で保管し続ける場合の経費を比較検討した結果、②の動産をコンテナ内で保管し続ける場合の方が安価となる。 上記検討を踏まえ、本件は②を前提とした経費負担が妥当であると考える。 (令和3年2月9日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 今般の2020大会の開催時期延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・ なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大会延期の決定を受け、伊豆ベロドローム、伊豆マウンテンバイクコースの営業に支障が生じないように、設置済みの仮設物の撤去について検討したところ、仮設物設置工事の工程が進んでいたことから、全仮設物の撤去・再設置に約12ヶ月程度要し、営業可能な期間がとれないことが判明した。 ② また、大会延期の決定を受け、延期後の大会に向け、全仮設物を撤去・再設置する場合の費用と残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の方が安価となることが判明した。 ・ これらを踏まえ、仮設物を残置し、損失補償契約を継続する。 ・ 補償対象期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、最短となるよう最大限の配慮を行っている。 	
--	---	--

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定にあたっては、施設所有者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 (令和2年12月15日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 動産移転期間の延長にあたり、交渉・精査をし、必要最低限の内容とすることで経費の削減に努めている。 (令和3年2月9日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 ・ 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。今後の交渉の中で、一層の経費縮減に努めて頂きたい。 (令和2年12月15日 契約変更に伴う確認・追記) ・ また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 (令和3年2月9日 契約変更に伴う確認・追記) ・ V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り込むこと。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年3月2日

東京都作業部会確認年月日 令和2年3月3日

(新規契約に伴う再確認日 令和3年2月10日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（幕張メッセ）

競技会場における大会延期に伴う影響への対応について（幕張メッセ）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、本大会におけるオリンピック及びパラリンピックのフェンシング、テコンドー、レスリング、ゴルフボール、シッティングバレーボール、車椅子フェンシングの競技会場となる幕張メッセの運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる会場使用料及び営業休止補償である。 オリンピック及びパラリンピック競技が実施される予定であり、大枠の合意に基づき、オリンピック経費の全額及びパラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> 幕張メッセは、東京2020大会の上記競技の競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 (令和3年2月9日 新規契約に伴う確認・追記) 本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。 各施設の使用期間については、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和3年2月9日 新規契約に伴う確認・追記) 大会延期を起因とする経費については、(株)幕張メッセの「国際会議場 幕張イベントホール利用規約」に基づいたものとなっている。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> 会場使用料は、千葉県の「使用料及び手数料条例」及び株式会社幕張メッセの「国際会議場 幕張イベントホール利用規約」に基づく単価、営業休止補償については、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和3年2月9日 新規契約に伴う確認・追記) 大会延期を起因とする経費については、(株)幕張メッセの「国際会議場 幕張イベントホール利用規約」に基づき算定されている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う使用料負担は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。千葉県及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費縮減を図り、V4 予算内に収めること。又、営業休止補償については、他の業務委託との重複がないよう、確実に調整を行うこと。 なお、都の大会経費内であることを確認しているが、令和元年度末に、大会経費の都の枠内であることを改めて確認する。確認ができれば、都は合意された役割分担に従い、大会経費の都の枠内で負担する。 (令和2年3月31日確認) 大会経費の都の枠内であることを確認したが、全体経費について引き続き縮減に努めること。 (令和3年2月9日 新規契約に伴う確認・追記) V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り込むこと。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年4月8日

東京都作業部会確認年月日 定額未滿

営業休止補償期間の変更に伴う確認年月日 令和3年2月10日

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、セーリングの競技会場となる江の島ヨットハーバーの運営に必要な施設を確保するにあたり、営業を休止する関連事業者への損失補償である。 ・オリンピック競技が実施される予定であり、当該経費は、平成29年5月31日の合意に基づく「都外自治体所有施設における賃借料等」に該当するため、都が負担する事項である。 ・パラ経費は該当なし。 (令和2年10月6日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記) ・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 (令和3年2月9日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記) ・延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月31日の合意により、都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会のセーリング競技会場となる江の島ヨットハーバー内にある施設の確保は、大会運営に不可欠である。 (令和 2 年 10 月 6 日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記) 今般の 2020 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 既に工事が本年 1 月より着手されている当該施設については、組織委員会より上記②に該当するとともに、延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となる説明を受けている。 これらを踏まえ、現時点で既に営業休止を余儀なくされる関連事業者への損失補償は必要な手続きである。 (令和 3 年 2 月 9 日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記) 施設の借用期間の延長に伴い、関連事業者は引き続き営業を休止することになるため、現時点で手続きを進める必要がある。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補償対象は、施設の借上げに伴い、当該地で事業を行っている関連事業者に対する休業に伴い発生する損失である。 施設の使用期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、最短となるよう最大限の配慮を行っている。 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 (令和 3 年 2 月 9 日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記) 今回の変更後の営業休止補償期間は、施設所有者である神奈川県と会場使用について調整している期間と同期間である。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 算定にあたっては、関連事業者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象と</p>		<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げは、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担 	

<p>して適切なものであること</p>	<p>の対象として適切といえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業者以外の関係事業者への補償額を含め、一層の経費縮減を図り、V4 予算内に収めること。 (令和2年10月6日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 (令和3年2月9日営業休止補償期間の変更に伴う確認・追記) <p>・V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り込むこと。</p>	
---------------------	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。